

結城市観光協会バナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 結城市内の地域活性化及び観光事業の振興を図るため、協会会員から広告を募集して広く周知するとともに、併せて自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、結城市観光協会（以下「協会」という。）が開設するホームページのトップページで指定した位置とする。

(広告の枠数、掲載料及び規格・作成)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 協会ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大16枠とする。

3 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(1) 掲載料金

協会ホームページのトップページ1枠

1年間 15,000円（4月1日～3月31日）

※年度途中からの掲載料は登録費用3,000円及び月額掲載費用1,000円とする。

(2) 規格（1枠）

縦:50ピクセル 横:165ピクセル データ:50Kバイト以下 形式:GIF形式

4 バナー広告掲載の申込みが、前項に規定する枠数を超えたときは、抽選により掲載するものとする。

5 初回掲載者の掲載期限が満了し掲載希望者が掲載枠を超えている場合は、既掲載者を除き満了日までに申し込みのあった者について、抽選のうえ順次掲載することとする。

6 バナー広告は、掲載依頼者が作成し、協会で広告をホームページに掲載する。

(支払い方法)

第4条 契約成立後協会の請求に基づき、現金払い、銀行振込み又は銀行振替により支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として4月1日から3月31日の1年間とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。